

市制施行70周年協賛事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、市制施行70周年を市民とともに祝う機運を高めるため、市民団体等が実施する事業に対する市制施行70周年協賛事業補助金の交付について、綾部市団体事業補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

※市民団体等…地域住民等が主体的に参画する非営利団体

(例)・ボランティアサークル、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人

- ・地縁型団体（自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTA等）
- ・公共的団体（商工会、商工会議所、社会福祉協議会、観光協会等） など

※次の団体は交付対象となりません。

- ・特定の政治・宗教・思想等に関わる団体
- ・暴力団の統制下にある団体
- ・営利または構成員の互助を主たる目的とする団体 など

2 補助対象事業等

新たな発想や企画で取り組まれる活動を支援するため、市民団体等の主催による記念イベントなどで、次の要件を満たし、市長が適当と認めたものとします。

- ・市民団体等が市制施行70周年に自ら企画・実施する事業
- ・地域の活性化や市民協働のまちづくりにつながるもので、平和や環境、文化やスポーツ、地域資源などを活用して綾部市を内外にPRしようとする事業
- ・直接、間接を問わず、市の他の補助金等の交付を受けないもの（国・京都府その他の団体（以下、「国等」とする。）から補助金等の交付を受ける場合は、国等に特段の定めがあるものを除き、当該補助金を充当することができます。）
- ・交付決定の日から令和3年3月31日までの間に実施される事業

※ 補助対象となる事業の例

- ・観光ハイキング、音楽イベント、地域伝統食イベント、花まつり、農業体験イベント
- ・スポーツ大会、文化展、講演会、文化公演、PRパンフレット制作 など
- ・その他、市民団体等からの提案を受け付け、庁内審査会で審議します。

※ 補助対象外となる事業の例

- ・市外で実施するもの（※ただし趣旨に沿った事業内容であると認められれば、補助対象となる場合もあります）
- ・特定の人や会員など、限られた人のみを対象としたもの
- ・これまでも実施しており、単に「市制施行70周年」の冠を付けたもの
- ・記念誌の発行のみを主たる目的とし、にぎわいの創出につながらないもの など

3 補助金の額等

補助金の額は、1件当たり100千円（補助率10／10）を上限（千円未満端数切り捨て）とし、予算の範囲内で交付します。

4 補助対象経費

補助対象となる経費及びならない経費は別紙のとおりです。

なお、交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ指令前着手届を提出することにより、交付決定前の着手は可能で、着手日以降の支出についても補助対象となります。ただし、交付決定とならなかった場合は、補助金の交付は受けられませんので、注意してください。

5 申請受付

企画政策課へ申請を行ってください。（土日祝日は除き、午前8時30分から午後5時15分まで）

※予算額に達するまで随時受け付けます。

6 提出書類

申請等については、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づく必要書類を提出してください。

○申請時

- ・補助金等交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、
収支予算書（様式第4号）、その他参考となるべき書類

○事業完了時

- ・実績報告書（様式第5号）、事業実績書（様式第2号）、
収支計算書（様式第4号）

7 交付決定

交付申請事業について、庁内審査会で審議し、約1か月で交付決定の可否について通知を行います。

8 その他

補助金は事業が完了した後において交付します。ただし、概算交付の必要を認めるときは、交付決定額の8割以内において一括又は分割して補助金の概算交付をすることができます。